

越前市ホームページバナー広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が作成するホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、越前市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成19年越前市告示第11号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページの中の、市長が指定した位置とする。

2 広告の枠はおおむね10枠とし、それぞれの掲載位置は、要綱第7条の規定により掲載を決定したもののの中から、原則として申込書の提出があった順序に従い、市長が定める。

(掲載規格)

第3条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、その規格は別表第1に定めるとおりとする。

(禁止表現)

第4条 次の各号のいずれかに該当する表現が含まれる広告については、掲載を認めない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれのあるもの

(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるようにみえるプルダウンメニュー

(3) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれのあるもの

(例)「職員採用情報」、「観光情報」等の表現

(4) バナーの内容とリンク先の内容に関連性のないもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の表現として適当でないと市長が認める

もの

(広告内容等)

第 5 条 広告のデザイン及び内容等は、市ホームページのイメージを損なうことのないように広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載料)

第 6 条 バナー広告 1 枠当たりの広告掲載料は、別表第 2 に定める金額とする。

2 前 2 項に定める広告掲載料は、要綱第 7 条第 3 項の越前市広告掲載決定通知書を受領後、14 日以内に納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第 7 条 要綱第 11 条第 2 項ただし書に規定する理由により広告掲載ができなかったときは、前条の規定により定めた広告掲載料について、掲載できなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を広告主に還付する。ただし、その期間が 1 箇月につき 1 日未満の場合には還付しない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 要綱第 13 条により広告掲載を取消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、当該広告掲載料は、還付しない。

(広告の申込み)

第 8 条 申込者は、要綱第 6 条の規定により広告の掲載申込みをする場合には、同条の規定にかかわらず、越前市ホームページ広告掲載申請書(様式第 1 号)に掲載しようとする広告案を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告掲載の期間)

第 9 条 広告を掲載する期間は 1 箇月単位とし、複数月の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。ただし、掲載期間は 6 箇月を限度とする。なお、引き続き申込みすることを妨げない。

2 広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、当該広告を

掲載する月の第1日とする。

- 3 広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載の方法)

第10条 市ホームページへの広告の掲載は、広告掲載開始日の午前9時から正午までの間に行うものとする。

- 2 市ホームページからの広告の削除は、広告掲載終了日の翌日の午前9時から正午までの間に行うものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、越前市ホームページ広告掲載取下げ申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により広告掲載の取下げの申請があった場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、当該広告掲載料は、還付しない。ただし、第6条第2項の規定による広告掲載料を納付しているときは、これを5箇月分の広告掲載料とみなし、当該広告掲載料のうち広告掲載の取下げの申請があった日の属する月の翌月以降の月に係る金額を還付する。

- 4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

- 5 市長が広告掲載を決定した後、当該広告の申込者が第2項の申請をした場合において、広告掲載料が未納のときは、当該申込者は、1箇月分の広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載取下げの決定等)

第12条 市長は、前条第2項の申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載取下げの可否を決定するものとする。

- 2 市長は、広告掲載取下げの可否を決定したときは、当該申込者に通知するものとする。

(広告の変更)

第13条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容又はリ

リンク先を月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、あらかじめ市長と協議するものとし、越前市ホームページ広告掲載内容等変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（協議）

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が協議し、解決を図るものとする。

（委任）

第15条 この要領に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行日以前にバナー広告（6箇月連続して掲載されるものに限る。）を掲載している者が、施行日以降6箇月連続して広告を掲載する場合の広告掲載料は、別表第2に掲げる広告掲載料から納付額を6で除した額（千円未満は切り捨て）を1箇月分とし施行日以降の月数分を、差し引いた額とする。

別表第1（第3条関係）

サイズ	データ容量	画像形式
縦 60ピクセル 横 300ピクセル	10KB以下	GIF形式(アニメーション不可)又はJPEG形式
縦 60ピクセル 横 150ピクセル	8KB以下	

別表第2（第6条関係）

バナー広告のサイズ	1箇月掲載	6箇月連続掲載
縦 60ピクセル 横 300ピクセル	20,000円	100,000円
縦 60ピクセル 横 150ピクセル	10,000円	50,000円

様式第1号（第8条関係）

越前市ホームページ広告掲載申請書

年 月 日

越前市長 殿

申込者 住所
名称
代表者名 印
電話番号 FAX 番号
電子メール
担当者名

市ホームページに広告を掲載したいので、越前市ホームページバナー広告掲載実施要領第8条の規定に基づき、広告の原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

業 種	
掲載希望期間	年 月 ~ 年 月まで（ 箇月間）
掲載希望サイズ	60 × 300 ・ 60 × 150
リンク先URL	
広告内容 （別紙添付可）	
添付書類	
その他	申込みに当たっては、越前市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の内容を遵守します。 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないことを確認します。

様式第2号（第11条関係）

越前市ホームページ広告掲載取下げ申請書

年 月 日

越前市長殿

申込者 住所
名称
代表者名 印
電話番号 FAX番号
電子メール
担当者名

市ホームページへの広告の掲載を、取下げしたいので、申請します。

掲載希望期間	年 月 ~ 年 月まで（ 箇月間）
取下げ月	年 月 ~ 年 月まで
取下げ理由	
備 考	

様式第3号（第13条関係）

越前市ホームページ広告掲載内容等変更申請書

年 月 日

越前市長殿

申込者 住所
名称
代表者名 印
電話番号 FAX番号
電子メール
担当者名

市ホームページに掲載する広告の内容等を、変更したいので、下記のとおり申請します。

掲載希望期間	年 月 ~ 年 月まで（ 箇月間）
変更希望月	年 月 ~ 年 月まで
変更内容	
添付書類	